

高齢者施設のあれこれ（４） 「サ付」ってどういうところ？

お墓のお話で中断を挟みましたが、高齢者向け施設のお話に戻ります。

今回は、「サービス付」「サ付」「サ高住」などの呼び名で知られる「サービス付高齢者向け住宅」について考えてみましょう。

「サービス付高齢者向け住宅」とは、国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法（略称）」の改正によって2011年にスタートした制度です。高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる主に賃貸の住宅で、規定の要件を満たす住まいが都道府県（または政令市・中核市）に登録される仕組みです。



登録要件は、各専用部分の床面積が原則25㎡以上であること、各専用部分に台所、水洗便所、収納、洗面、浴室を備えていること、バリアフリーであることという「規模や設備に関する要件」の他、ケアの専門家が少なくとも日中は建物に常駐し、①状況把握サービスと②生活相談サービスを提供することという「サービスに関する要件」があります。

通常の賃貸住宅としての機能に、上記の2つの必須サービスが組み込まれており、他にオプションとして③生活支援サービス（食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助、健康の相談・増進等）の提供が可能な住宅です。

介護保険については、入居者自身が必要なサービスを選ぶことが前提となっていますが、同じ建物の中に居宅介護事業所が併設されている「サ付」や、介護保険サービスが一体化して提供される「特定施設」の指定を受けている「サ付」もあります。

制度ができたばかりの頃の「サ付」は、まだ介護は必要としない元気な高齢者を入居対象とするところが多く、「介護が必要になれば、居宅介護支援事業所から訪問介護を受けることで、安心して住み続けられる」というセールストークがよく聞かれていました。

しかし、有料老人ホームのような入居時の高額な一時金が不要で、通常の賃貸住宅のように敷金を預けるだけで入居時の費用負担が軽い「サ付」は大変人気を集めました。それと同時に新規登録される「サ付」も急増し、運営する側の事情もあって、やがて入居時から介護が必要な状態であってもどんどん入居者を受け入れるようになり、その後は逆に「入居時に介護認定を受けていること」を入居条件とする「サ付」も多くなりました。

したがって、ひと口で「サ付」といっても、それぞれの施設ごとに「元気な入居者が多い」「介護度の重い人が多い」「豪華な共有部分があって家賃もサービス料も高額」「比較的安価な利用料で済む」など、特色が大きく違ってきます。

「サ付」への入居を検討するときは、どんな特色の「サ付」なのか、元気なときにどのような費用がかかるのかということだけでなく、介護を利用するようになったときの対応や費用のこと、どんな状況になったら入居の継続が難しくなるのかということも、しっかりと確認してみてください。